本件事業のうち、「県道野田山形線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により阻害される一般国道及び遮断される村道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第２号に掲げる一般国道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

県道野田山形線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岩手県が道路管理者であることなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

野田村は、岩手県沿岸北部に位置する総面積約81㎢、人口約4,300人を擁する村であり、沿岸部は、三陸北沿岸に属しており、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

なかでも住宅に関する被害は深刻で、全壊及び半壊を合わせて被害に見舞われた家屋数は478棟に上り、家屋を失った住民の大半は、現在も応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている。

野田村においては、東日本大震災により家屋を失った地域住民等の安全な地区への集団移転を目的とする、防災集団移転促進事業計画（以下「移転計画」という。）が平成24年４月に策定され、移転計画等に基づき、地域の復興基盤となる住宅団地等の整備が順次実施されている。

本件事業は、移転計画に基づき新たに整備される住宅団地等と、村内の幹線道路である一般国道45号及び本路線とを安全かつ円滑に連絡することなどを目的として計画された、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）の規定により公表された野田村復興整備計画に記載の復興整備事業であり、本件事業の完成により、野田村の復興まちづくりと一体となった道路が新たに整備され、地域住民に必要とされる安全かつ円滑な地域内交通が確保されるほか、三陸沿岸道路と野田インターチェンジ（仮称）にて接続することなどから、野田村における早期復興の推進に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年10月に任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているチョウセンアカシジミ及びカワシンジュガイが確認されているが、いずれも周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、野田村の復興まちづくりと一体となった道路を整備し、安全かつ円滑な地域内交通を確保することを主な目的として、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第90号。以下「岩手県条例」という。）による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、岩手県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、既存集落を極力回避する申請案のほか、線形を重視したルート案及び延長を重視したルート案について検討が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積が比較的少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道及び村道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、移転計画に基づき新たに整備される住宅団地等の施工に合わせて、できるだけ早期に本件事業を完成させる必要があると認められる。

また、野田村より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県九戸郡野田村役場及び久慈市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内、第23地割字宮沢及び第25地割字伏津沢地内